

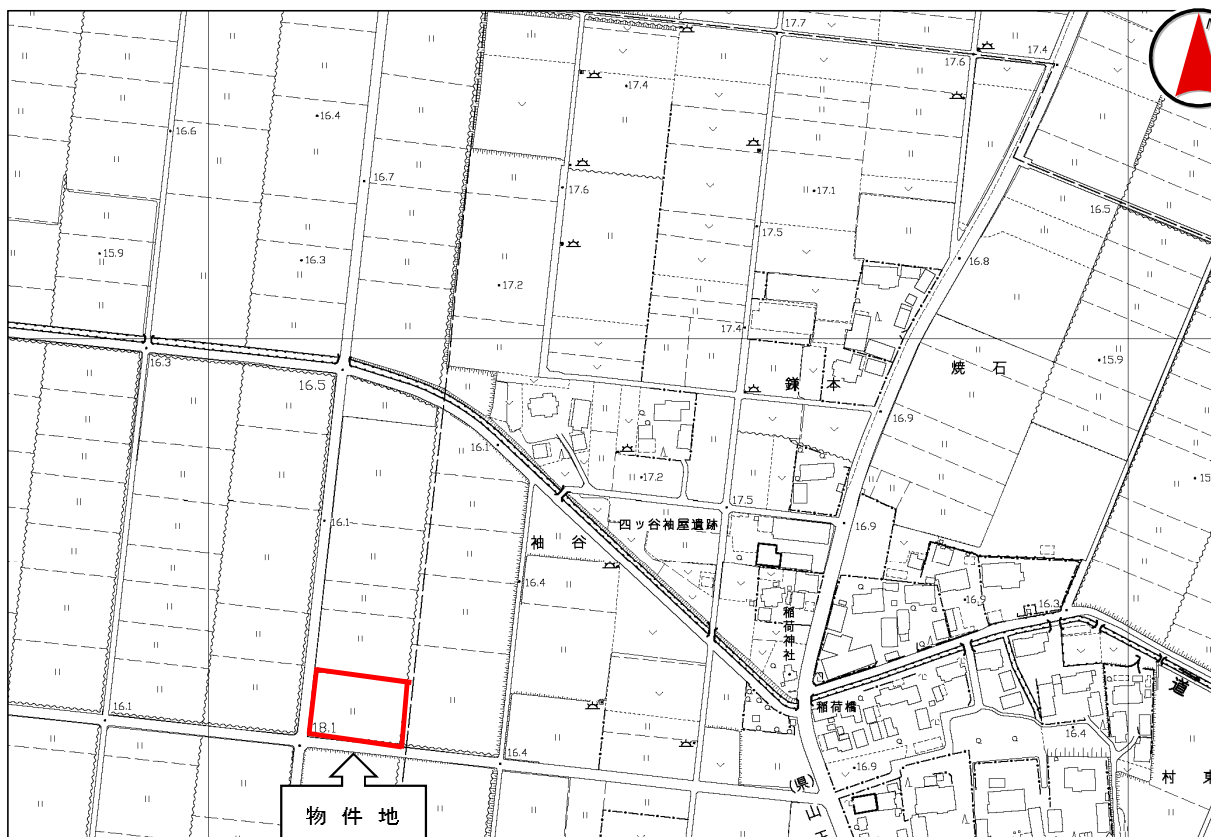
物 件 明 細 書

売却区分番号	第1-7号	見積価額	金483,000円
		公売保証金	金50,000円
財産の表示			
1 所 在 館林市当郷町字草倉 地 番 878番1 地 目 田 地 積 1850㎡ <div style="text-align: right;">(以上登記簿の表示による)</div>			
物件の位置	東武伊勢崎線「館林」駅より東方約5km(道路距離)		
公法上の規制	都市計画区分	市街化調整区域	
	用途地域	無指定	
	建ぺい率	70%	
	容積率	200%	
接道状況	西側約5.1mの舗装市道に接面する。 南側約5.0mの舗装市道に接面する。		
物件の概況	地 勢	ほぼ平坦	
	画 地	間口約50m、奥行約37m	
	形 状	ほぼ長方形	
供給処理施設	上水道	なし	
	公共下水道	なし	
	ガス	なし	
使用状況等	利用権設定はされていませんが、田として耕作されています。		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札者は、館林市農業委員会等が交付する「買受適格証明書」の提出が必要です。 また、所有権移転に当たっては、農地法で規定する許可が必要です。 ・農業振興地域の整備に関する法律に係る規制地域に該当します。 ・館林市農業委員会への「公売農地の買受適格証明願」の申請期間は以下のとおりです。 令和元年 8月 6日(火)～令和元年 8月13日(火) 令和元年 9月 6日(金)～令和元年 9月10日(火) (休祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)		
注意事項	1 公売財産の面積は、公簿上によるものです。 2 境界は、隣接地所有者と協議してください。 3 市は不動産登記上の権利移転のみを行います。公売財産の引渡しの義務は負いません。 物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡し等については、 すべて買受人の責任で行ってください。 4 市は瑕疵担保責任を負いません。 5 土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていません。 6 待矢場両堰土地改良区の組合費(経常賦課金)に未納金があります。未納金の納付義務は、 買受人に承継されます。 7 館林市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等は、公売へ参加することが できません。(なお、参加者情報に基づき、暴力団関係の有無を関係機関に照会することが あります。)		
その他事項	非課税財産		
問い合わせ先	館林市役所 納税課 電話 0276-72-4111 内線678~680		

売却区分番号

第1-7号

所在図

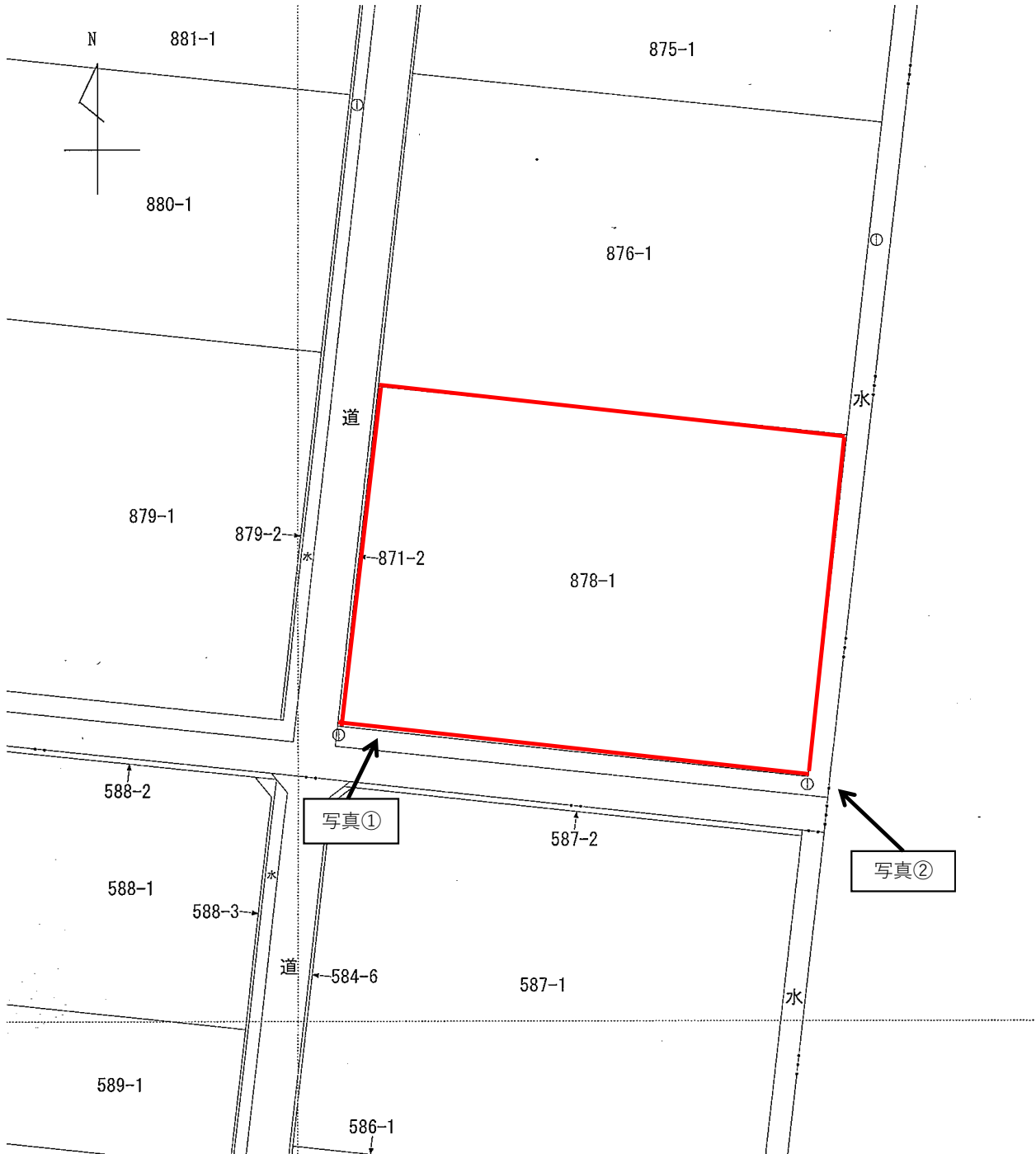


(注) 地図上の線は現地の状況をイメージしやすくするための
ものであり、実際の境界とは異なる場合があります。

売却区分番号

第1-7号

見取図



(注) 見取図等は現地の状況をイメージしやすくするために作成したものであり、縮尺・位置等は実際と異なる場合があります。参考としてお考えください。

写真①



写真②



(注) 写真上の線は現地の状況をイメージしやすくするための
ものであり、実際の境界とは異なる場合があります。